

PwC 健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

PwC 健康保険組合（以下「組合」という）は、①被保険者やその家族（以下「加入者」という）から提出された各種届出や申請書などに記載されている個人情報、②加入者が医療機関等を受診した際に、医療機関等から組合に請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という）に記載されている個人情報、③加入者が健康診断を受けた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し健康保険事業に利用します。

組合の個人情報の利用目的は、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことと、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」ことにあります。

一方で、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当します。そのため、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、個人情報の利用目的を、より詳細で限定的なものとするのが望ましいこととされています。

したがって、当組合は、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表します。

なお、組合が保有する個人情報について、組合が実施する健康保険事業以外に用いることはありません。

1 適用関係の各種届出などについて

- ①組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ②「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェックが終了した後、「資格確認書等」の発行を行います。
- ③「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ④「被保険者資格喪失届」の際に、喪失時点で法的に有効な資格確認書またはプラスチック式の保険証を有している場合にはその返還を求め、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
- ⑤「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ⑥「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。

- ⑦ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ⑧ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ⑨ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ⑩ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ⑪ 健診受診申込者について、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。
- ⑫ 健保提供のカフェテリア・メニュー利用者について、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、性別、住所データを委託業者に渡し、サービス利用申込みに利用します。
- ⑬ 契約スポーツジム利用者について、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、性別、年齢、住所データを契約施設に渡し、施設利用申込みに利用します。
- ⑭ 組合しおり（ガイドブック）・機関誌を被保険者に配布するため、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、住所データを委託業者に渡し、各家庭に送付します。

2 現金給付等の給付関係申請書類について

- ① 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ② 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ③ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ④ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ⑤ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

3 診療報酬明細書（レセプト）等について

- ① 社会保険診療報酬支払基金から請求されたレセプトの画像およびレセプトデータ

を、組合の業務処理コンピューターに収納し健康保険業務に利用します。

- ②レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し再審査依頼します。
- ③再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ④高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号・番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ⑤レセプトデータを医療費分析に用い、組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ⑥レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- ⑦レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
- ⑧レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ⑨レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ⑩レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ⑪開示請求の際、該当のレセプトデータを出力し対応します。
- ⑫なお、開示請求に当たって、請求者が本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ⑬レセプトデータを委託業者に渡し、加入者に医療費通知を行います。
- ⑭レセプトデータを委託業者に渡し、医療費適正の検証を行います。
- ⑮レセプトデータの中から、老人の長期入院者を抽出し、保健師による相談事業を実施します。
- ⑯交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ⑰海外で医療を受けた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- ⑱健康保険組合連合会（健保連）が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトのコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連に送付し、医療費の助成を受けます。
- ⑲複数の組合によるレセプト点検研修会等の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

4 健康診断について

- ①健康診断は、健診受託業者に業務委託して実施します。
- ②結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ③組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者（従業員）の健診結果数値については、労働安全衛生規則に定める「定期健康診断」の各項目に限り事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者の健康管理に役立っています。
- ④健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

5 その他保健事業の実施について

- ①組合は、各種保健事業を実施するにあたり、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、住所データを利用します。
- ②保健事業の実施結果について、事業所名、氏名を付して機関紙に掲載することがあります。
 - ・健康講演会やイベント（ウォーキング大会等）の参加者名簿を参加者に配布することができます。
 - ・イベント（ウォーキング大会等）の参加者から提出していただいた写真や感想文に事業所名、名前を付し、機関紙に掲載することができます。

6 役職員人事関係データおよび組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ①組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ②役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ③人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ④組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ⑤事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する

者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

8 個人情報の保存管理、廃棄・消去について

- ①各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
- ②紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- ③規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、溶解処理を行います。
- ④パソコンや磁気媒体の廃棄又はリースの返却時には、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄又はリース返却します。

9 保有個人データの開示等の請求に応じる手続

当組合が定める要領に基づき、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等（訂正・追加・削除）又は利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）の請求に対応します。詳しくは担当窓口へご確認ください。

担当窓口

PwC 健康保険組合

E-mail : info@pwc-kenpo.jp

※個人情報保護法第21条第4項各号に定める次の場合は、利用目的の通知・公表を行わないことがあります。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合